

## 高齢者配食みまもりサービス事業のご案内

### 1 事業内容について

高齢者に配慮した栄養バランスの取れた食事の配達を通じて、利用者の安否の確認をします。  
(弁当代は利用者の実費負担です。)

### 2 対象者について

次の要件を満たす方が対象です。

- (1) 区内在住の65歳以上の、一人暮らしまたは、高齢者のみの世帯で見守りを必要とする方  
家族等と同居しているが、日中等に独居状態となり、見守りを必要とする方
- (2) 買物、調理を行うことが身体的に困難な方  
(例えば、疾病により寝たきり状態、長時間の立位維持が困難、認知症により火の管理ができない、重い荷物を持ちながらの歩行が困難等。なお、「調理経験がない」「高齢のため」は要件として認めていません。)

### 3 配達について(配達区域、曜日、時間等)

- (1) 民間の配食事業者のほか、高齢者在宅サービスセンターが配達を行っています。  
なお、高齢者在宅サービスセンターによる配達を希望される場合、地域、曜日、食数が限定されているため、各センターへ事前にご相談ください。
- (2) 配達時間は、昼食は概ね午前10時～正午、夕食は概ね午後3時～5時30分です。  
時間の指定はできません。また、自宅の鍵のお預かりはできません。  
上記の時間外にお届けになる場合もございます。ご了承ください。
- (3) 配達曜日は、原則年中無休です。

### 4 業者の変更について

配食事業者は、利用者が自由に選ぶことができますが、原則1か月1事業者です。(ただし、配食事業者側の理由で1日1回のみでの配達しかできない場合等は、別の業者を利用できます。)  
また、業者を変更する場合は、翌月の5日前までに、区役所へ連絡をお願いします。

### 5 金額について(利用者負担金等)

- (1) 区の安否確認に対しては、1日につき200円を区が配食事業者を支払っています。
- (2) 1配食あたりの弁当代は、実費負担です。金額や配達内容は裏面をご確認ください。
- (3) 弁当代の支払方法は、配食事業者によって異なり、集金、指定口座への振込、前金チケット制、口座振替があります。

## 6 申込み方法等について

高齢者福祉課または高齢者支援総合センターで所定の申請書に記入し、お申込み下さい。  
申請から配達開始まで、5日が必要です。その間に配食事業者から配達時間、不在時の対応  
 (確認先等)、支払方法等について事前確認の連絡、説明があります。

### 事業者別配食内容一覧表 一部一覧表以外のメニューもございます。

		マルベル 「みすず亭」	宅配クック 123	みやこ食品	ライフデリ	花より だんご	
種類	普通食						
	カロリー調整食						
	たんぱく質調整食						
	ムース食	-					
	やわらか食	-		-	-		
	減塩食(2.3g以下)	-	-		-		
	ミキサー食		-		-	-	
ごはん対応	おかゆ						
	おにぎり		-				
	ペースト状				-		
おかず対応	きざみ	大小	大小	大小	大小	大小	
	ミキサー		-		-	-	
	ムース状	-			○		
支払方法	集金(現金)						
	振込	銀行	手数料あり				
			手数料なし	-	-	-	-
		郵便局	手数料あり				
			手数料なし	-	-	-	-
	チケット		-	-		-	-
口座振替		-		-			
オプションサービス	朝食の提供(夕食配達時にパン等お届け)		-				
	買物代行		-	-	-		
	服薬確認		-				
	会食サービス		-	-		-	
容器	使い捨て						
	回収						

オプションサービスは、全額自己負担となります。サービスの詳細については、各配食事業者に事前に確認して下さい。

【お問合せ先】

墨田区高齢者福祉課支援係 電話03-5608-6168